

千歳市道路施設維持修繕計画

令和 2年 3月

千 歳 市

はじめに

全国的に、社会資本の老朽化が進み、補修・修繕・更新の需要が急速に増え、維持管理対策が社会的な問題となっている状況の中、平成 24 年（2012 年）に発生した中央自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を契機に、国土交通省は、平成 25 年（2013 年）を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、道路ストック総点検の実施、道路法の改正、道路の維持管理に関する省令の施行、各施設における点検要領の策定や技術的支援を行うなど、技術・制度・財政面から地方自治体への支援を行ってきました。

千歳市においても、昭和 51 年（1976 年）頃から急速に道路の舗装及び附属施設の整備を進めてきたことから、それら道路施設の老朽化が一斉に進み、補修・修繕・更新の需要が高まる一方、安全で快適な道路を維持するための財政事情は厳しい状況となっています。

このことから千歳市は、平成 26 年度（2014 年度）に道路ストック総点検を実施し、その結果を基に舗装や街路灯などの道路施設の計画的な維持管理やライフサイクルコストを意識した「予防保全型」に向けた維持管理へ移行するため、「千歳市道路維持修繕計画」（平成 28 年（2016 年）3 月）を策定し道路施設の修繕及び更新に取り組んできました。

この度、5 年に 1 回実施することと定めている道路施設の 2 回目となる定期点検を実施したことに加え、新たに防雪柵、バスシェルターなど、倒壊した際に道路利用者や沿道住民などに対し被害を与える可能性がある附属施設を計画に反映したことから、「千歳市道路維持修繕計画」を見直しするものです。

なお、管理対象施設を拡充したことから、計画の名称に「施設」を追加し「千歳市道路施設維持修繕計画」とするものです。

目 次

第 1 章 道路施設の現状と課題

1 「千歳市道路施設維持修繕計画」策定の目的及び位置付け	
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	2
(3) 計画の位置付け	2
2 「道路施設」の現状と課題	
(1) 現 状	4
(2) 課 題	6

第 2 章 道路施設の維持修繕計画

1 道路施設維持管理の基本的な考え方	
(1) 基本方針	7
(2) 計画期間	8
2 点 検	
(1) 道路（舗装）の点検	9
(2) 道路附属施設の点検	11
3 診 断	
(1) 道路（舗装）の診断	14
(2) 道路附属施設の診断	16
4 措 置（整備計画）	
(1) 道路（舗装）の整備計画	18
(2) 道路附属施設の整備計画	25
5 記 録	31
6 今後の取組み	31

第1章 道路施設の現状と課題

1 「千歳市道路施設維持修繕計画」策定の目的及び位置付け

(1) 計画策定の背景

全国の道路施設（舗装、橋梁、トンネル、道路土工構造物など）は、高度経済成長期以降集中的に整備され、その機能を発揮してきましたが、それらの老朽化が一斉に進み、国や地方自治体では、限られた財源の中で、道路施設の適切な維持管理を行っていくことが課題となっています。

そのような状況の中、国は、平成24年（2012年）に中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板落下事故を契機に、平成25年（2013年）を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、道路施設の緊急点検を実施するとともに、「点検」、「診断」、「措置」、「記録」で構成するメンテナンスサイクルを確立するため、5年に1回の近接目視による定期点検を法定化するなど、地方公共団体などと連携し、インフラの計画的な維持管理や施設の更新に取り組んできました。

千歳市においても、道路施設の老朽化や、土地利用に係る交通量の変動、近年の極端な気象状況の影響に加え、昭和51年（1976年）頃から急速に進めてきた舗装整備では、現在の基準に基づく舗装構成に適合しない道路が存在していることなどから、道路施設の腐食や損傷の発生が増加傾向にあるため、平成26年度（2014年度）に道路ストック総点検において舗装や道路附属施設の点検を実施し、その結果、整備が必要と判定した道路施設については、計画的に修繕や更新などの整備を進めてきました。

しかし、現在の整備は、腐食や損傷が明らかな道路施設に対し、その都度対応する「事後保全型」であり、施設の老朽化が進む中、維持管理費用は増加することが想定されているため、ライフサイクルコストを意識した、予防保全の観点から計画的な補修・修繕・更新を行うなど、道路施設の長寿命化への取り組みが求められています。

また、安全・安心な道路環境を確保するためには、定期的な道路パトロールや道路施設の点検に加え、道路の維持管理において重要な情報である交通量の変動状況を把握するとともに、昨今、国内において頻発している道路の陥没（H27～H29 全国の市町村道で約10,000件/年発生：道路局調べ）についても、未然に防止する対策の検討が必要です。

【国及び市の老朽化対策に向けた取組】

○管子トンネル天井板落下事故[H24（2012年）.12.2]

○道路ストック総点検の実施[H25（2013年）.2~]
：第三者被害防止の観点から総点検の推進

○道路法の改正[H25（2013年）.6]
：点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○「インフラ長寿命化基本計画」の策定[H25（2013年）.11]
：インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

○定期点検に関する省令・告示 公布[H26（2014年）.3.31]
：5年に1回定期点検を実施することを決定

○定期点検に関する省令・告示 施行[H26（2014年）.7.1]
：近接目視による点検開始

○「千歳市道路維持修繕計画」を策定[H28（2016年）.3]
：5年に1回点検を実施し計画を見直す

（2）計画策定の目的

本計画は、国が策定した道路施設の点検要領に基づき「点検・診断・措置・記録」からなる、道路施設のメンテナンスサイクルを明確にし、効率的かつ効果的な維持管理に努めること。

また、国の交付金などを活用し、整備を必要とする道路施設の修繕や更新などの整備を計画的に実施することを目的として定めるものです。

（3）計画の位置付け

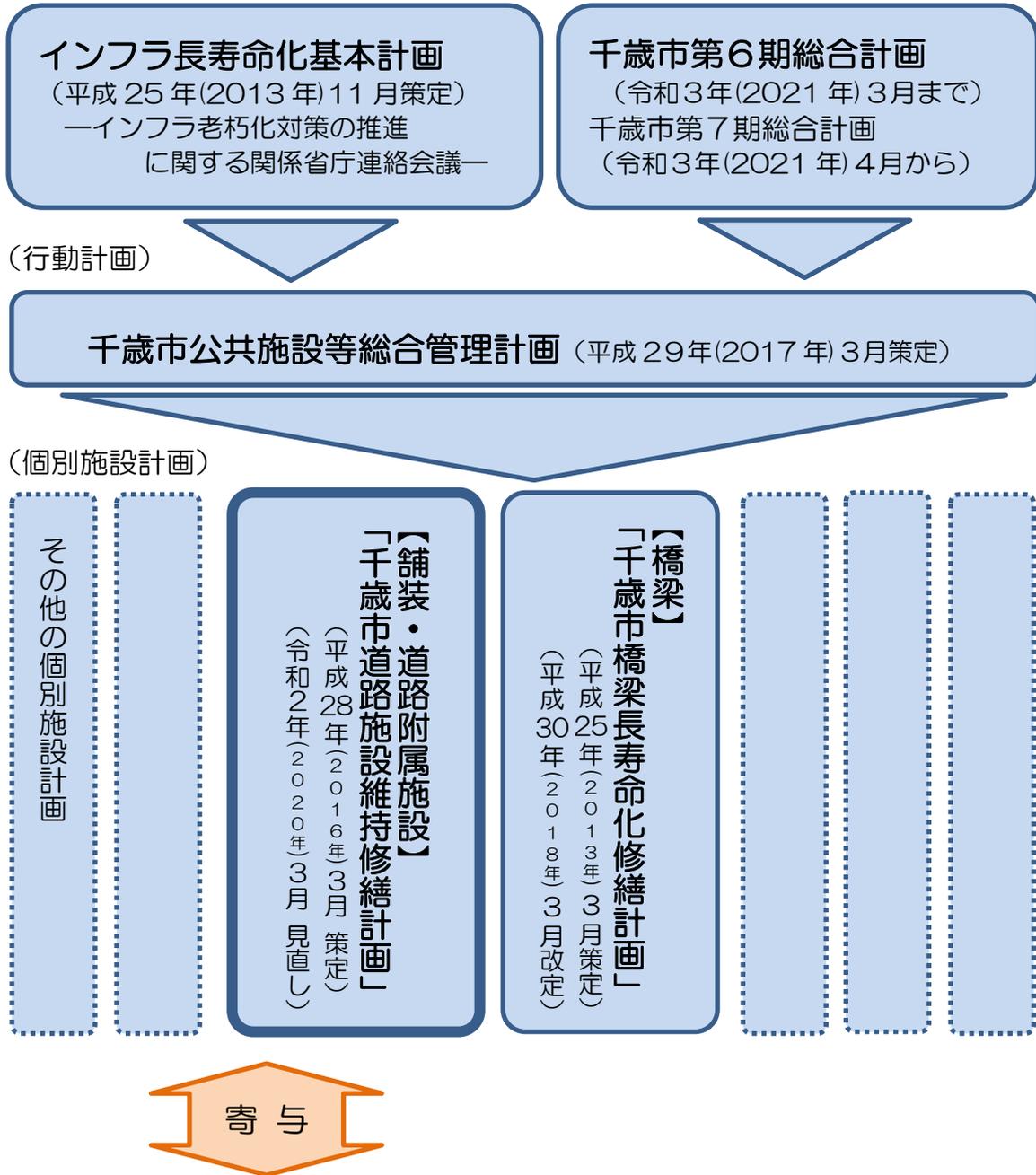
国は、地方公共団体など一丸となり、インフラの計画的な維持管理や施設の更新などを推進するため、平成25年（2013年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体においても、施設の維持管理を中長期的な取り組みの中で着実に推進するために「インフラ長寿命化計画（行動計画）（以下、「行動計画」という。）」を策定することを決めました。

千歳市では、「行動計画」として、平成29年（2017年）3月に「千歳市公共施設等総合管理計画」を策定しており、本計画は、その「個別施設計画」として位置付けるものであります。

◎計画の体系図

【インフラ長寿命化計画の体系】
【国】

【千歳市における各計画の体系】
【市】



「SDGs」
(11. 住み続けられる
まちづくりを)



※「SDGs」とは
「持続可能な開発目標」として、国連加盟193カ
国が全会一致で採択した、2015年から2030年
にかけて達成するための行動計画です。

2「道路施設」の現状と課題

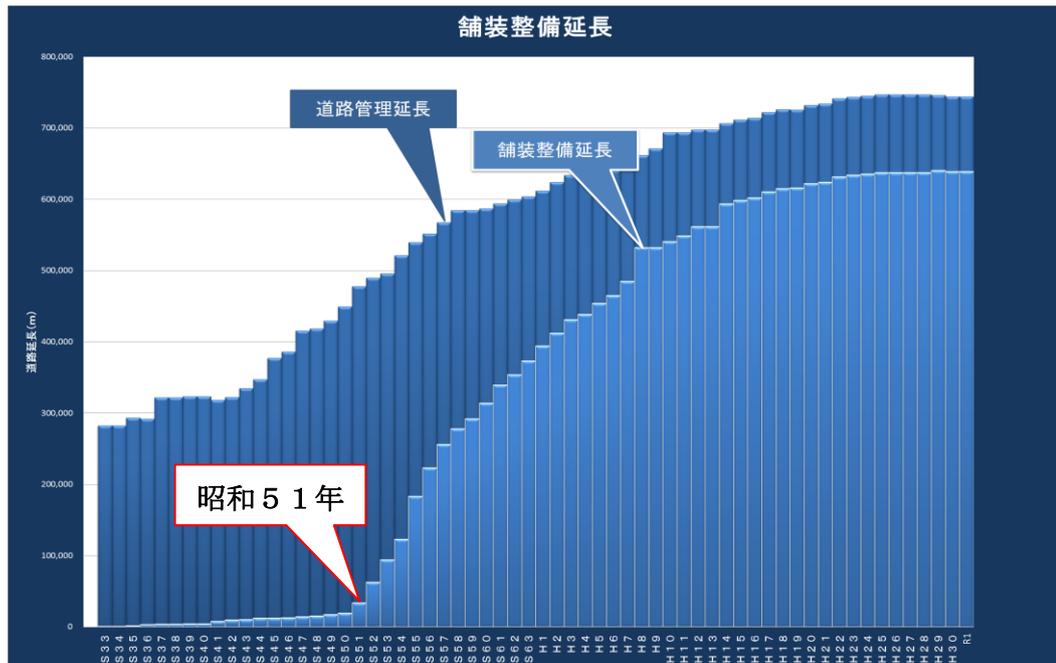
(1) 現 状

ア 道 路

- ① 路線数 1,863 路線 ② 延長 744.1 km
 ③ 舗装延長 638.9 km ④ 舗装率 85.8 %

※H31年度版「千歳市要覧」

⑤整備経過



⑥道路の分類 ※道路の特性等に応じた対策を検討するための分類です。

大分類	小分類	分類	主な道路（イメージ）
	・高規格幹線道路 等 (高速走行など求められるサービス水準が高い道路)	A	↑↓ 高速道路
	・損傷の進行が早い道路 等 (例えば大型車交通量が多い道路)	B	↑ 政令市一般市道 ↑ 補助国道・県道 ↑ 直轄国道
	・損傷の進行が穏やかな道路 等 (例えば大型車交通量が少ない道路)	C	↑ 政令市一般市道 ↑ 補助国道・県道
	・生活道路 等 (損傷の進行が極めて遅く、占用工事等の影響が無ければ長寿命)	D	↑↓ 市町村道

※出典：舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省道路局）より

イ 道路附属施設

本計画では、下表のとおり倒壊などした際に、道路利用者及び沿道住民などへ被害を与える可能性がある道路附属施設を対象とします。

なお、路側式の施設については、通常の道路パトロールで異常を発見しやすいことから対象外とします。

また、橋梁については、「千歳市公共施設等総合管理計画」の個別計画として位置付けられている「千歳市橋梁長寿命化修繕計画」において、修繕計画を示していることから、本計画では対象外とします。

施設名		総数	国土交通省 交付金等 対象施設
橋梁	全橋梁	157橋	157橋
標識	片持式	110基	110基
街路灯	ハイウェイ型、 デザイン型、共架式など	4,421基	2,880基
横断歩道橋	おさつスカイロード、 栄通横断歩道橋、 千歳駅1号連絡歩道、 千歳駅2号連絡歩道、 アルカディア自由通路	5橋	5橋
土工構造物		95箇所	12箇所
防雪柵		11箇所	11箇所
バスシェルター		33箇所	33箇所
スノーポール		392基	392基
情報提供装置		2箇所	2箇所
農道橋		89橋	89橋

(2) 課題

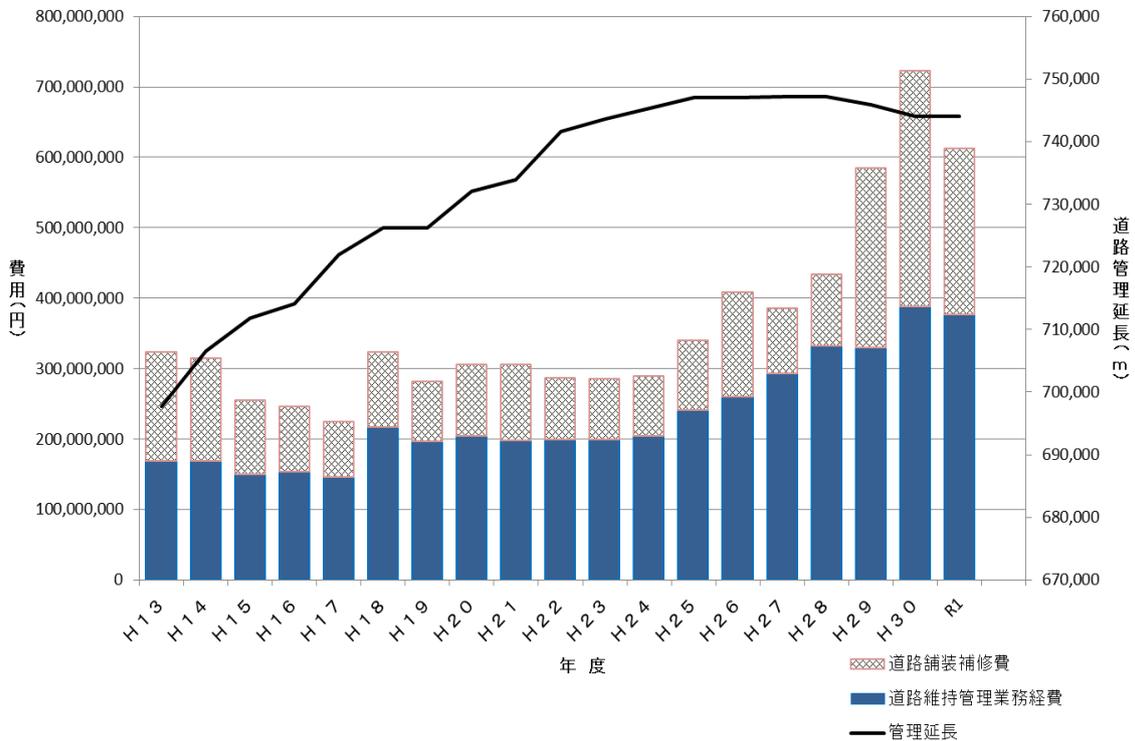
道路施設の老朽化や、交通量の変動、極端な気象状況の影響、さらには舗装構成の層厚が80cm未満であり、現在の基準に適合しない道路が存在することなどの影響により、補修・修繕・更新による整備が必要となる道路施設が増加しているとともに、維持管理費用も年々増加傾向にあります。

今後も道路の老朽化の進行により、道路の維持管理費用は増加していくことが想定されており、ライフサイクルコストを意識した予防保全の観点から、計画的な補修や整備を進めるとともに、路面の健全な状態を維持するためには、道路の損傷に対する早期の対策が必要です。

また、経済効果のある新工法の検討を行うなど、道路施設の長寿命化に取り組む必要があります。

さらに、適切な道路施設の維持管理を行うため、道路パトロールや道路施設の点検の効率的な実施に加え、舗装の損傷要因を検証するのに必要となる交通量の把握や、重大事故につながる可能性がある路面陥没の未然防止のため、路面下の空洞調査に取り組む必要があります。

道路維持管理経費の推移



第2章 道路施設の維持修繕計画

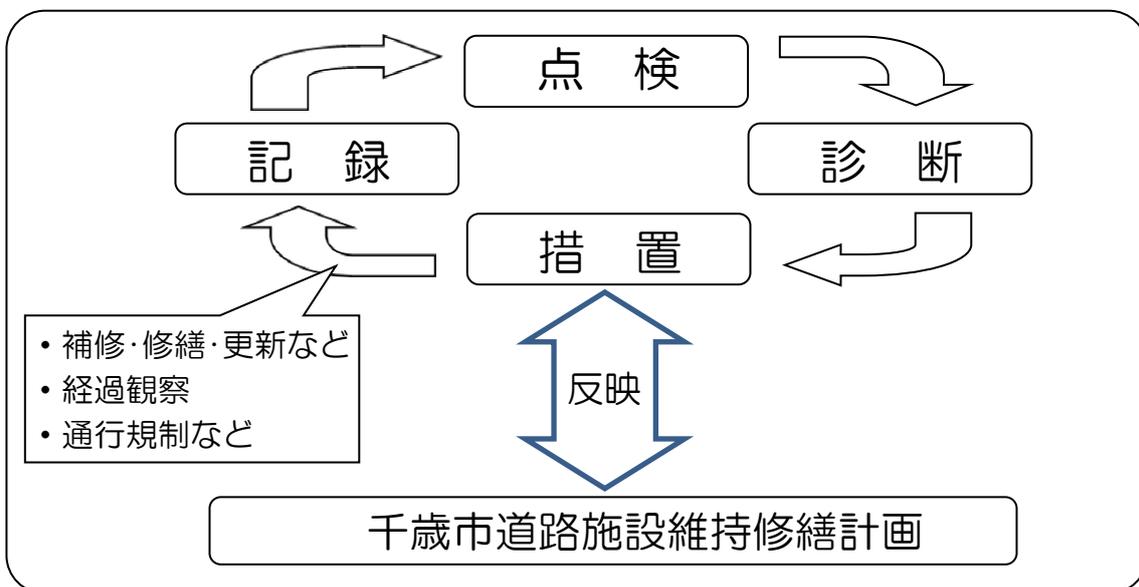
1 道路施設維持管理の基本的な考え方

(1) 基本方針

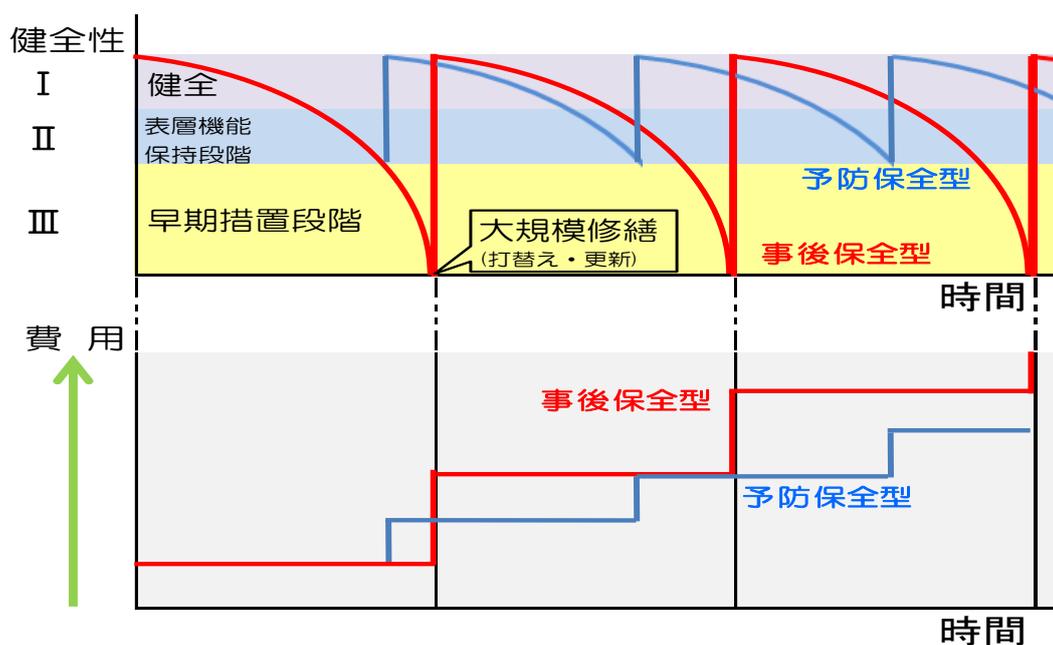
道路施設の維持管理は、これまで道路パトロールや市民からの情報により、腐食や損傷が明らかな施設に対して、その都度対応する「事後保全型」の体制で取り組んでいます。

しかし、「図 - 2」のように、ライフサイクルコストを考えた場合、事後保全型の対応よりも、損傷が明らかになる前に措置を行う予防保全型の方が、維持管理費用は有利になることから、今後は、「予防保全型」の体制に移行するよう努めることとします。

また、安全で快適な道路環境を確保するためには、定期的な「点検」と「診断」結果を踏まえ、計画的に道路施設の補修・修繕・更新などの「措置」を行う必要があることから、維持管理のメンテナンスサイクル（「点検→診断→措置→記録→（次の点検）」）を継続的に実施します。



[図 - 1] 道路施設メンテナンスサイクル



[図 - 2] ライフサイクルコストの概念図

(2) 計画期間

計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間とします。

2 点 検

点検業務は、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係わる維持管理を効率的に行うため、必要な情報を収集することを目的として実施します。

(1) 道路（舗装）の点検

道路（舗装）の点検は、国の「舗装点検要領」に従い、定期的を実施します。

点検結果は、修繕計画の策定に活用するとともに、維持管理などの基礎資料として活用していくため、データベース化を図ります。

①点検方法及び点検対象

【幹線道路・生活道路】

道路の分類	分類 C		分類 D
道路の種別	幹線・補助幹線道路	その他の道路	生活道路
点検内容	路面調査車を使用し路面状況の調査を行う。 ただし、交通量が少ない路線では、道路パトロール時において車上目視により調査を行う。 また、地下埋設物等の影響を考慮した路面下の空洞化調査を行う。 (発注委託)	道路パトロール時に、車上目視により調査を行う。 (管理委託)	徒歩目視による調査を行う。 (直営)
点検方法	・調査車による点検 ・車上目視点検	・車上目視点検	・徒歩目視点検
点検頻度	・5年に1回 ・道路パトロール	・道路パトロール	・3年に1度
点検項目	ひび割れ、わだち掘れ、IRI(平坦性)、段差など		
点検対象	幹線・補助幹線道路のうち、1級、2級の道路、その他緊急輸送道路、バス路線などの道路	路面調査車による調査を実施する以外の道路	生活道路の全路線
	114 路線	-	1,625 路線
	約 230 km	-	約 365 km

発注委託：委託業務を発注し点検を行う 管理委託：維持管理委託業務内で点検を行う

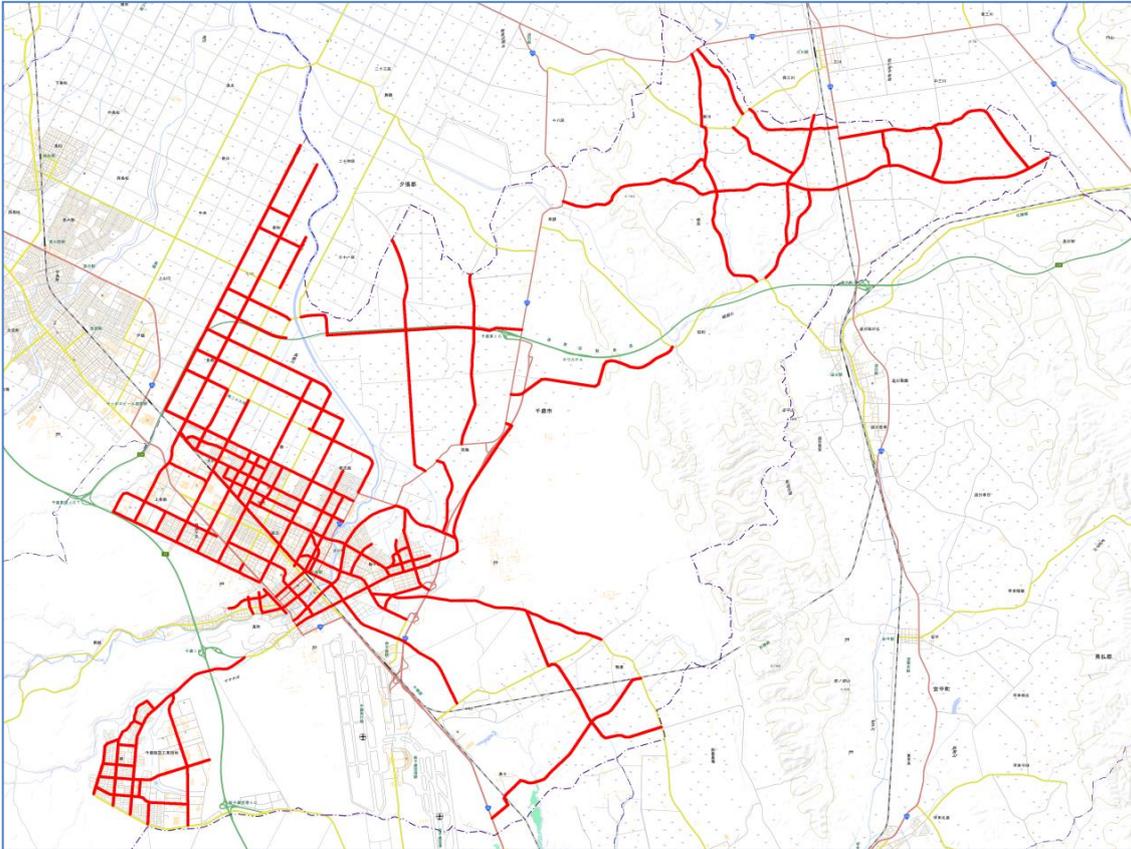
直営：市職員により点検を行う

道路の分類：P4の「2「道路施設」の現状と課題⑥道路の分類」参照

分類C→損傷の進行が穏やかな道路等、分類D→生活道路等

その他の道路：幹線・補助幹線道路、生活道路以外の道路

【幹線・補助幹線道路の調査路線図】



【幹線・補助幹線道路の調査路線一覧表】

1級道路

協和新川線	東10線道路	33号大通	32号通	泉沢西通
美々駒里線	南22号道路	7線大通	6線通	09-02南10号道路
根志越第2道路	南24号道路	4線大通	09街路長都駅通	09-05東6号道路
祝梅根志越線	住吉通	29号通	市場通	09-07東9号道路
祝梅第2道路	祝梅大通	末広高通	5線通	09-16南16号道路
根志越第6道路	東大通	北新通	祝梅北通	09-18南2号道路
根志越第9道路	真町泉沢大通	9線通	鉄北通	09-18南3号道路
東3線道路	川南通	30号通	09街路仲の橋通	祝梅西通
東6線道路	末広大通	8線通	公園通	上長都通
東8線道路	日の出大通	ひばりが丘通	黄金通	

2級道路

東丘泉郷線	協和中央線	祝梅中央線	東12線道路	東丘第5道路
東丘第6道路	駒里祝梅線	東4線道路	南19号道路	南28号道路
協和幌加線	駒里柏台線	東5線道路	南25号道路	28号通
協和第4道路	中央都線	東9線道路	南26号道路	

その他

東丘新川線	泉沢学園通	09-13東8号道路	09-24南39号道路	09-32東83号道路
幌加第4道路	30号中通	09-22東5号道路	09-24南40号道路	09-32南11号道路
幌加新川線	6線中通	09-22南2号道路	09-28東20号道路	09-32南24号道路
根志越長都線	7線中通	09-24南17号道路	09-28南17号道路	09-32南35号道路
長都沼幹線道路	8線中通	09-24南19号道路	09-29東18号道路	09-32南76号道路
祝梅第1道路	北陽通	09-02南12号道路	09-30南13号道路	09-32南89号道路
南18号道路	11線中通	09-02東13号道路	09-31南21号道路	東丘第4道路
南23号道路	旭ヶ丘通	みどり台通	09-32東4号道路	幌加第1道路
泉沢東大通	09-02南1号道路	8線新中通	09-32東47号道路	新川第2道路
泉沢中央通				

(2) 道路附属施設の点検

道路附属施設の点検は、国及び北海道の点検要領に準拠し、定期的を実施します。

点検結果は、修繕計画の策定に活用するとともに、維持管理などの基礎資料として活用していくため、データベース化を図ります。

①点検対象

(R2.3.31 現在)

施設名		点検方法	点検対象 (R2～)	点検実施状況	
				H29～R1	合計
標識	片持式	委託	110 基	36 基	36 基
街路灯		委託	2,880 基	229 基	229 基
		直営	1,541 基	1,443 基	1,443 基
横断歩道橋		委託	5 橋	2 橋	2 橋
土工構造物		委託	95 基	4 基	4 基
防雪柵		委託	11 箇所	－ 箇所	－ 箇所
バスシェルター		委託	33 箇所	－ 箇所	－ 箇所
スノーポール		委託	392 基	－ 基	－ 基
情報提供装置		委託	2 箇所	－ 箇所	－ 箇所
農道橋		直営	89 橋	－ 橋	－ 橋

委託：委託業務として外注し点検を行う。

直営：市職員により点検を行う

※ 準拠する点検要領

国：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」「小規模附属物点検要領」

「道路土工構造物点検要領」「道路橋点検要領」「横断歩道橋定期点検要領」

「門型標識等定期点検要領」

北海道：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」

※街路灯については、路面調査対象道路上にあるものを「委託」、それ以外の道路上にあるものを「直営」にて点検を行います。

②点検方法

点検は「通常点検」、「定期点検（詳細点検、中間点検）」、「異常時点検」の3種類の方法があり、そのうち「定期点検」は、主たる点検である「詳細点検」と、詳細点検を補完する「中間点検」の2種類とします。

横断歩道橋の点検は、法定点検として5年に1回実施しますが、その他の道路附属施設については、10年に1回程度点検できるよう計画的に進めます。

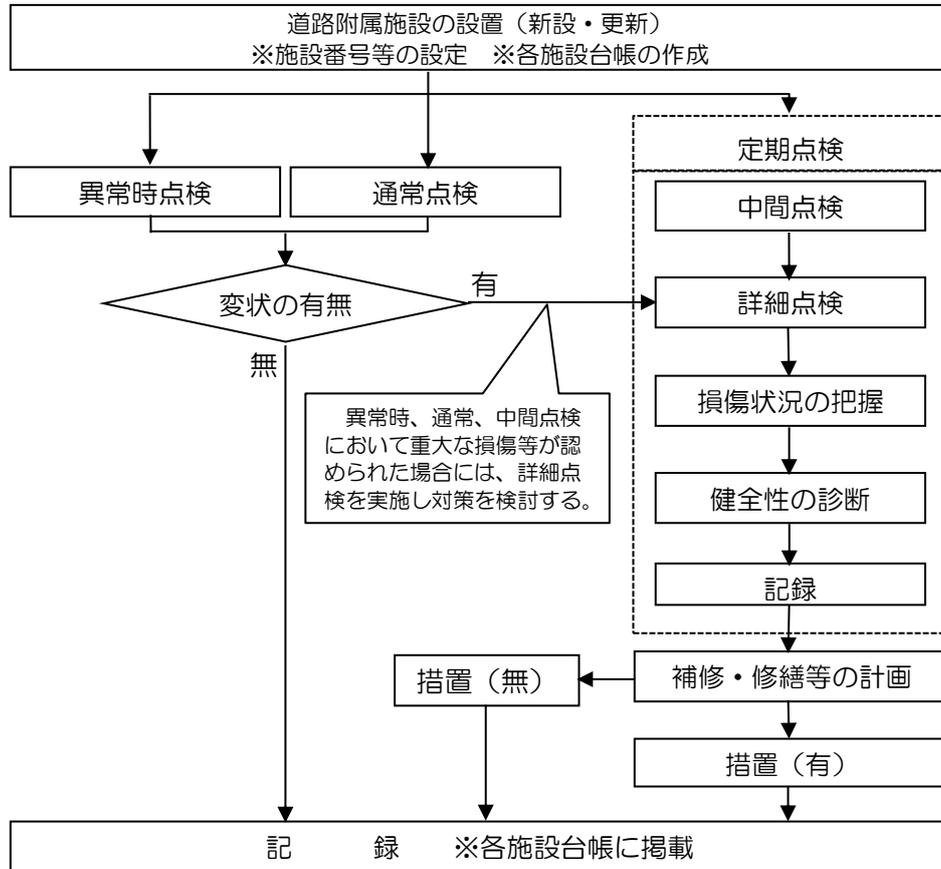
このほかについては、道路パトロール時などにおいて適時点検を実施します。

	点検の方法			
	通常点検	定期点検		異常時点検
		中間点検	詳細点検	
点検内容	大きな揺れ、大きな変形及び異常の有無を確認する。 (管理委託・直営)	附属物の損傷・異常を、早期に発見するため、定期的な点検を実施する。 (直営)	附属物全体の損傷を発見し、その程度を把握するとともに、次回の点検までに必要な措置などを行うための情報を収集するため実施する。 (発注委託)	自然災害（地震、台風、集中豪雨、豪雪など）の発生、もしくはその恐れがある場合や、その他の異常が発見された場合などに実施する。 (直営)
点検方法	目視点検	目視点検、打音検査など	目視点検、打音調査、板厚検査など	目視点検
点検頻度	道路パトロール	5年に1回	10年に1回	必要に応じ
点検項目	き裂、腐食※1、ゆるみ・脱落、破断、変形・欠損、ひび割れなど			

発注委託：委託業務を発注し点検を行う　管理委託：維持管理委託業務内で点検を行う
直　　営：市職員により点検を行う

※1 腐食：防食機能の劣化、孔食、異種金属接触による腐食など

【点検の流れ】（フロー）



3 診 断

(1) 道路（舗装）の診断

《幹線・補助幹線道路》

◎診断方法

点検結果を「管理基準」に照らし、舗装の損傷レベルを「Ⅰ～Ⅲ」の3段階に分類します。

【分類 C・D の道路】※P4 「⑥道路の分類」参照

健全性区分		管理基準			定義
		ひび割れ率 (%)	わだち掘れ量 (mm)	IRI(平坦性) (mm/m)	
Ⅰ	健全	20 未満程度	20 未満程度	3 未満程度	「管理基準」に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である。
Ⅱ	表層機能保持段階	20 以上～40 未満程度	20 以上～40 未満程度	3 以上～8 未満程度	「管理基準」に照らし、劣化の程度が中程度である。
Ⅲ	修繕段階	40 以上程度	40 以上程度	8 以上程度	「管理基準」に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態である。

◎診断結果

令和元年度(2020年度)に路面性状調査を行った結果、平成26年度(2014年度)の調査結果と比較して、修繕段階とするレベル「Ⅲ」の道路は、約10.4km増加しており、約4.3ポイント損傷が進んでいる状況となりました。

路面性状調査結果					
ひび割れ率(%)		わだち掘れ量(mm)		IRI(平坦性)(mm/m)	
20 未満程度	58.68%	20 未満程度	91.84%	3 未満程度	35.08%
20 以上～40 未満程度	19.36%	20 以上～40 未満程度	8.04%	3 以上～8 未満程度	58.45%
40 以上程度	21.96%	40 以上程度	0.12%	8 以上程度	6.47%

【「健全性」による評価】

健全性区分		平成26年度調査		令和元年度調査		増 減	
Ⅰ	健全	45.6 km	20.3 %	53.5 km	23.6 %	7.9 km	3.3 %
Ⅱ	表層機能保持段階	129.7 km	57.7 %	113.7 km	50.1 %	-16.0 km	-7.6 %
Ⅲ	修繕段階	49.4 km	22.0 %	59.8 km	26.3 %	10.4 km	4.3 %

《生活道路》

◎診断方法

点検結果を「管理基準」に照らし、舗装の損傷レベルを「1～5」の5段階に分類します。

区分	状況	判定
レベル1	良好な状況	改修の必要なし
レベル2	ひび割れ、沈下、段差など（小さく点在） 局所的な破損があるが、道路機能は良好な状態	部分的な補修は必要であるが改修の必要はない
レベル3	ひび割れ、沈下、段差など（一定程度の範囲に分散） 破損が進んでおり、道路機能が阻害されている状態	計画的な改修の必要あり
レベル4	ひび割れ、沈下、段差など（全面的）破損がある状態	早い時期に計画的な改修の必要あり
レベル5	ひび割れ、沈下、段差など（重大な）破損が認められ、 重大な被害が認められる状態	早急に改修などの対応をすべきである

【管理基準】

判定区分	ひび割れ率	段差	路面状況
レベル2以下	50%未満	20 ^{ミリ} 未満	変形・摩耗・崩壊等がほとんどない
レベル3	50以上～ 70%未満	20 ^{ミリ} 以上～ 50 ^{ミリ} 未満	変形・摩耗・崩壊等が発生している
レベル4	70%以上	50 ^{ミリ} 以上	変形・摩耗・崩壊等が著しく進んでいる

◎診断結果

平成29年度（2017年度）に路面調査を行った結果、平成26年度（2014年度）の調査結果と比較して、修繕段階とするレベル3以上の道路は、約5.6km増加しており、約1.6ポイント損傷が進んでいる状況となりました。

判定区分	H26 調査		H29 調査		増 減	
	調査路線数	路線	調査路線数	路線	増 減	路線
総延長	364.664 km	—	365.434 km	—	+0.77 km	—
レベル1	168.811 km	46.3%	174.417 km	47.7%	+5.606 km	1.4%
レベル2	166.222 km	45.6%	155.768 km	42.6%	-10.454 km	-3.0%
レベル3	21.471 km	5.9%	28.157 km	7.7%	+6.686 km	1.8%
レベル4	6.912 km	1.9%	5.460 km	1.5%	-1.452 km	-0.4%
レベル5	1.248 km	0.3%	1.632 km	0.5%	+0.384 km	0.2%
整備要延長 (レベル3～5)	29.631 km	8.1%	35.249 km	9.7%	+5.618 km	1.6%

レベル	H29 調査結果	
レベル1～2	整備が必要ない路線	330.2 km
レベル3	整備が必要な延長	28.1 km
レベル4		5.5 km
レベル5		1.6 km
合計		365.4 km

（２）道路附属施設の診断

定期点検では、損傷状況に応じて損傷の有無や程度を、点検部位や損傷内容ごとにチェックシートを用いて評価し、部材単位の健全性の診断と、附属物ごとの健全性の診断を下表「診断区分」により行います。

◎診断方法

附属物（標識、街路灯など）の診断区分

区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※出典：北海道「附属物（標識、照明施設など）定期点検要領」

土工構造物（擁壁、法面など）の診断区分

区分		定義
I	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合 (道路の機能に支障が生じていない状態)
II	予防保全段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合 (道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態)
III	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合 (道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態)
IV	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合 (道路の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

※出典：国土交通省 道路局 「道路土工構造物点検要領」

◎診断結果

これまで、平成26年度（2014年度）の点検において、早期に措置を講ずべき状態の健全性「Ⅲ」となる街路灯247基の更新などを進めてきました。

令和元年度（2019年度）より2巡目となる点検を開始し、委託により1年目に点検を実施した229基の街路灯のうち、早期に措置を講ずべき状態の健全性「Ⅲ」となる街路灯は111基、平成29年度（2017年度）～平成30年度（2018年度）にかけ実施した、直営による点検において、早期に措置を講ずべき状態の健全性「Ⅲ」となる街路灯は138基、合わせて健全性「Ⅲ」の街路灯は249基存在している状況となりました。

(R2.3.31 現在)

施設名		点検方法	点検対象 (R1～)	診断結果（Ⅲ・Ⅳ）	
				H29～R1	合計
標識	片持式	委託	110基	0基	0基
街路灯		委託	2,880基	111基	111基
		直営	1,541基	138基	138基
横断歩道橋		委託	5橋	0橋	0橋
土工構造物		委託	12基	0基	0基
		直営	83基	0基	0基
防雪柵		委託	11箇所	－ 箇所	－ 箇所
バスシェルター		委託	33箇所	－ 箇所	－ 箇所
スノーポール		委託	324基	－ 基	－ 基
情報提供装置		委託	2箇所	－ 箇所	－ 箇所
農道橋		直営	89橋	－ 橋	－ 橋

委託：委託業務として外注し点検を行う　直営：市職員により点検を行う

※1 準拠する点検要領

国：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」「小規模附属物点検要領」

「道路土工構造物点検要領」「道路橋点検要領」「横断歩道橋定期点検要領」

「門型標識等定期点検要領」

北海道：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」

4 措 置（整備計画）

（1）道路（舗装）の整備計画

（整備方針）	
○道路整備は、路面調査の結果を基に、健全性Ⅲ「修繕を必要とする」と判定した道路を対象に、交通量、緊急輸送道路、通学路、バス路線など各路線や区間の周辺環境などを考慮した優先順位を決定し進めます。	
○道路整備の工法について、幹線・補助幹線道路では、①オーバーレイ工法、②切削オーバーレイ工法、③打ち換え工法、④路上路盤再生工法を、生活道路では改良工法を基本としますが、現地の測量調査及び路盤厚やひび割れなどの調査結果を踏まえた実施設計を行い、各路線の条件に適した工法を選定します。	
○舗装の長寿命化とライフサイクルコストの削減に向け、事後対応型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を目指します。	

《幹線・補助幹線道路》

○整備の概要

	修繕が必要な道路	優先的に整備する道路
路 線	90 路線	42 路線
区 間	236 区間	107 区間
延 長	59.8 km	26.3 km

○整備計画路線（優先修繕路線）一覧

【都市部】

路線番号	路線名	計画交通量	区間番号			整備延長	路線総合評価	路線図	備考
			1	2	3				
1	真町泉沢大通	大	100	200	400	700	B	②	
2	川南通	大	100	100		200	B	①	
3	29号通	大	100			100	B	①	
4	30号通	大	95			95	B	①	
5	鉄北通	大	200	400	100	700	B	①	

6	公園通	大	100	200		300	B	①	
7	末広大通	大	100			100	C	①	
8	日の出大通	大	100			100	C	①	
9	北新通	大	100			100	C	①	
10	9線通	大	100			100	C	①	
11	長都駅通	大	200			200	C	①	
12	北陽通	大	100			100	C	①	
13	7線大通	大	100	100		200	D	①	
14	33号大通	中	300			300	B	①	
15	泉沢東大通	中	100	200	100	400	B	②	
16	32号通	中	1,100			1,100	B	①	
17	末広高台通	中	200			200	C	①	
18	8線通	中	600			600	C	①	
19	11線中通	中	100			100	C	①	
20	泉沢西通	中	200			200	C	②	
21	30号中通	中	100	600		700	D	①	
22	7線中通	中	200			200	D	①	
23	8線中通	中	100			100	D	①	
24	09-24S17	中	200			200	D	①	
合計						7.095			

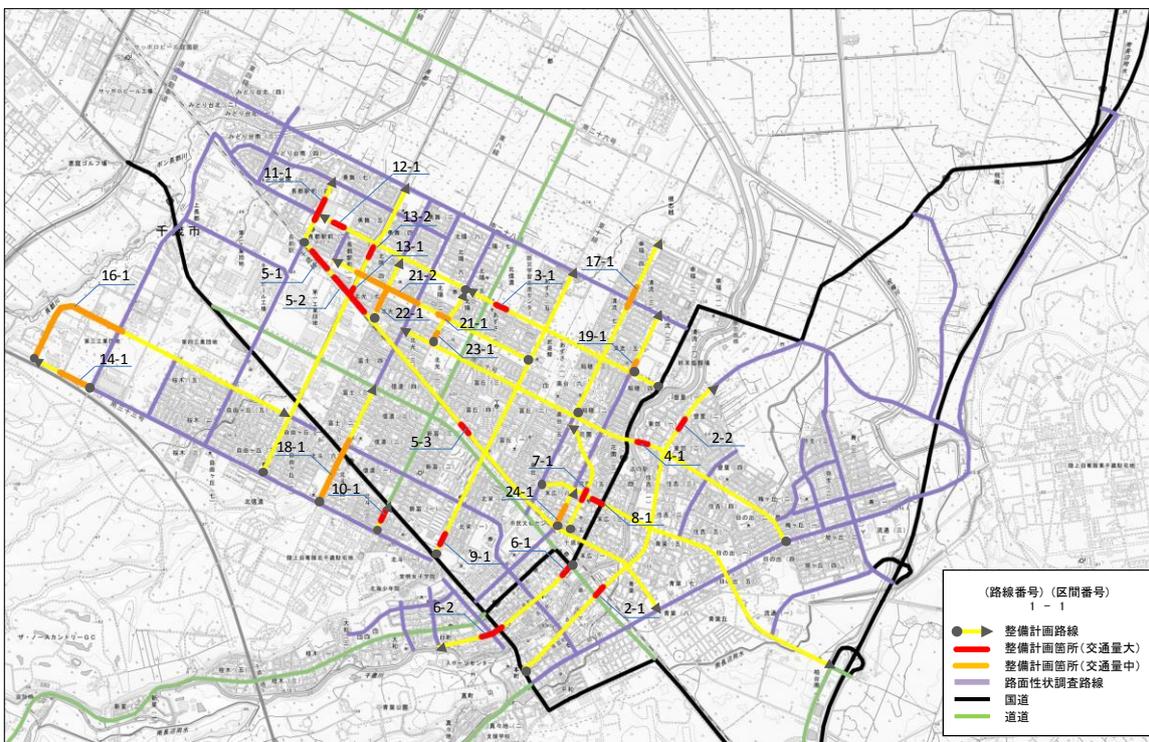
※「路線総合評価」は、整備の優先度が高い路線からA・B・C・Dと評価しています。

【地方部】

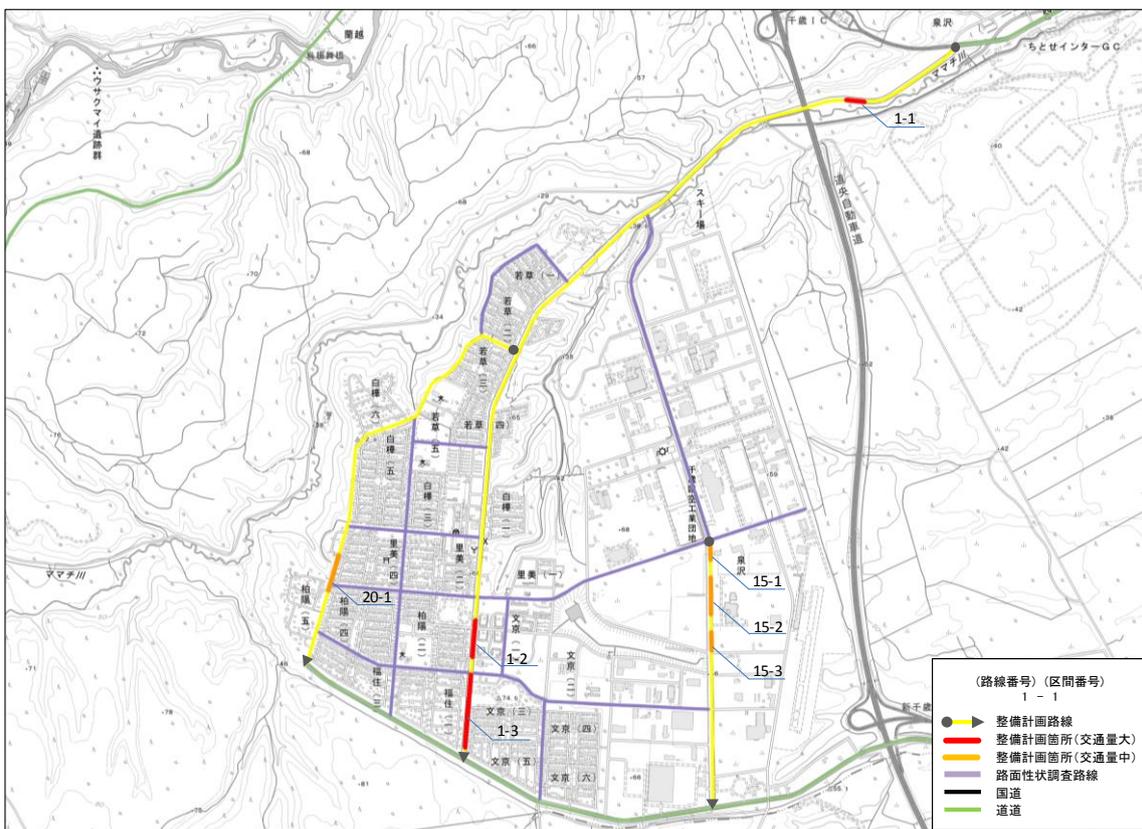
路線番号	路線名	計画交通量	区間番号						整備延長	路線総合評価	路線図	備考
			1	2	3	4	5	6				
			7	8	9	10	11	12				
1	協和中央線	大	200	100	200	100			600	A	③	
2	東4線道路	大	100	200	500				800	A	③	南21号以南
3	南26号道路	大	200						200	A	③	
4	東丘泉郷線	大	100	200	100	100			500	A	④	R337 ~ R234
5	駒里祝梅線	大	200	600	229	300	200		1,529	B	⑤	道道早来 千歳線 以南
6	根志越第2道路	大	100	200	235	149	100	200	984	B	③	
7	09-22 S02	大	200						200	C	⑤	
8	長都沼幹線道路	大	100	145					245	C	③	
9	東4線道路	中	306						306	A	③	南18号 ~ 南21号 間
10	南22号道路	中	200	100	400				700	A	③	
11	中央都線	中	100	227	679	149	100	100	1,798	B	③	
			143	300								
12	祝梅中央線	中	100	300	1,100	500	500		2,500	B	③	
13	協和新川線	中	600	100	100	200	200	100	1,400	C	④	
			100									
14	根志越长都線	中	100	100	100	100			400	C	③	
15	東3線道路	中	300	200	400	500	200	100	5,154	C	③	
			200	300	169	841	281	1,663				
16	東6線道路	中	100	100					200	C	③	
17	南18号道路	中	555						555	C	③	
18	東8線道路	中	500	300	200	100			1,100	D	③	
合計									19,171			

※「路線総合評価」は、整備の優先度が高い路線からA・B・C・Dと評価しています。

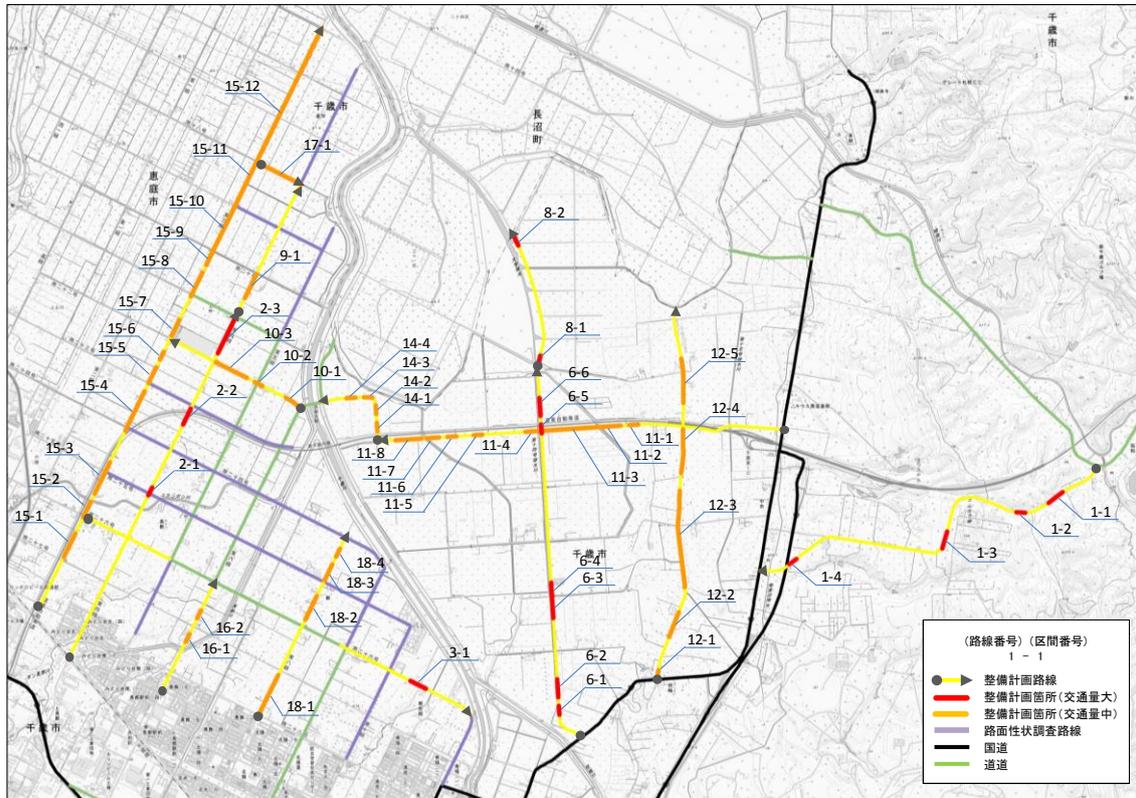
○整備計画箇所
【路線図①】



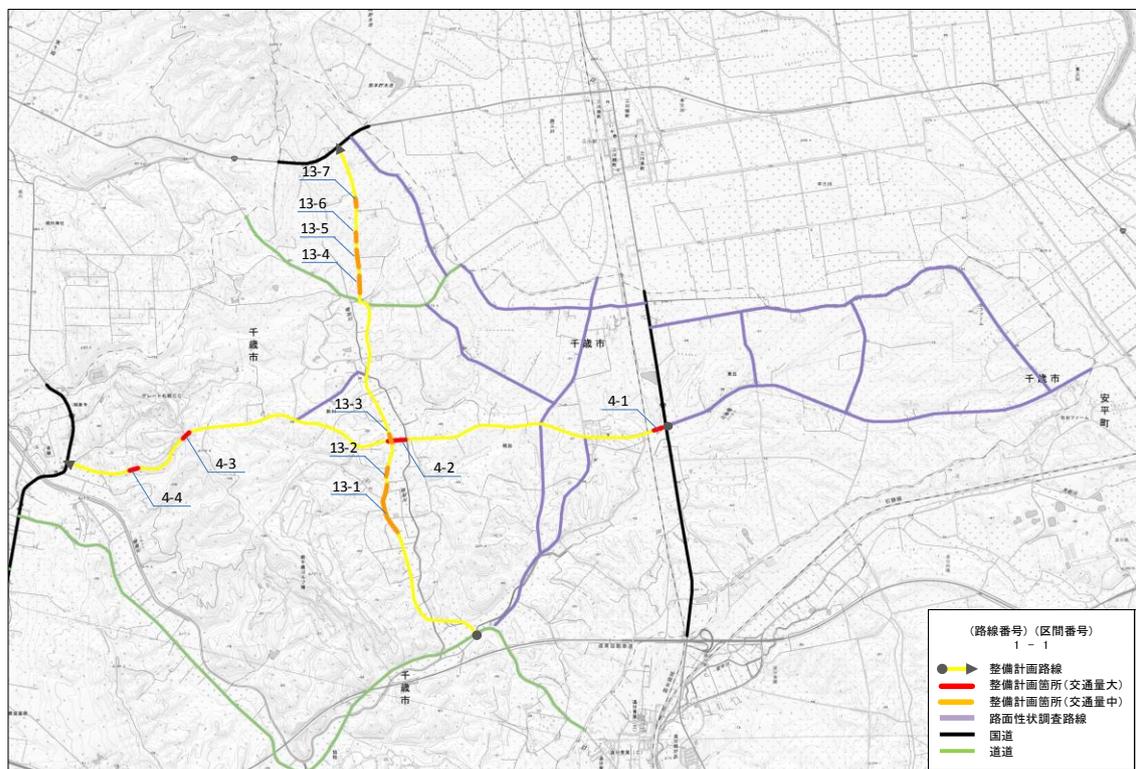
【路線図②】



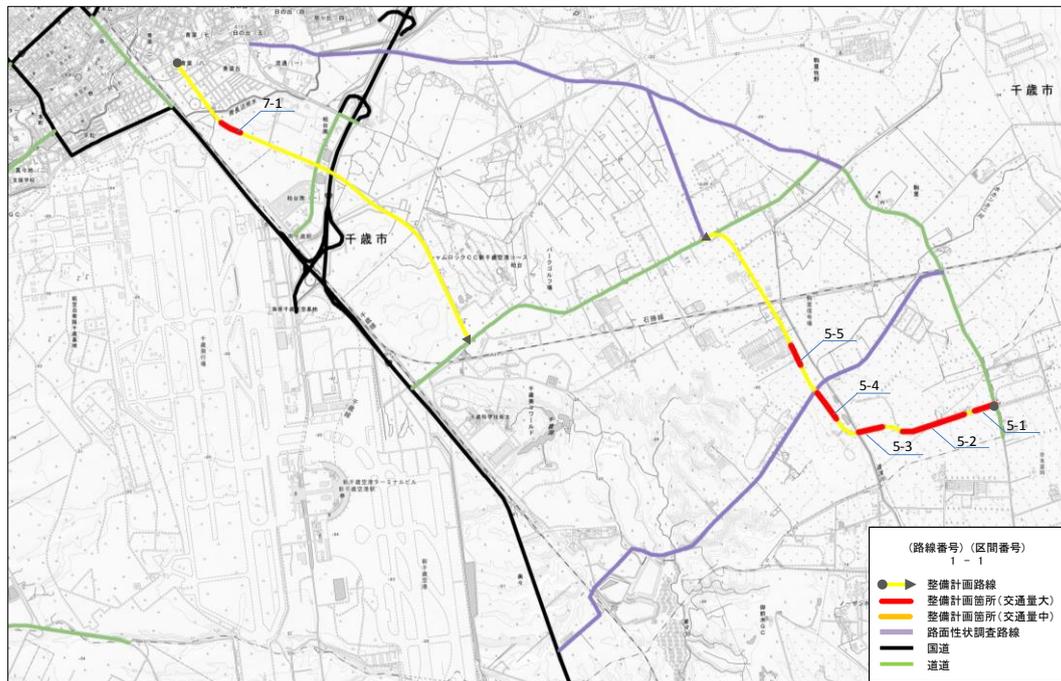
【路線図 ③】



【路線図 ④】



【路線図 ⑤】



○整備年次計画

幹線・補助幹線道路の整備は、路面調査の結果、健全性Ⅲ「修繕を必要とする」と判定した道路のうち、基本的に交通量が多い路線から優先的に整備を進めて行くこととし、計画期間である10年間のうち、前半の5年間以内に、交通量が多い「大」の路線の整備を完了するとともに、交通量が比較的多い「中」の道路についても整備を進めます。交通量が「大」及び「中」となる路線の中でも整備を優先的に進める路線については「路面総合評価」の結果から、優先度が高いと評価した路線から整備の検討を進めます。

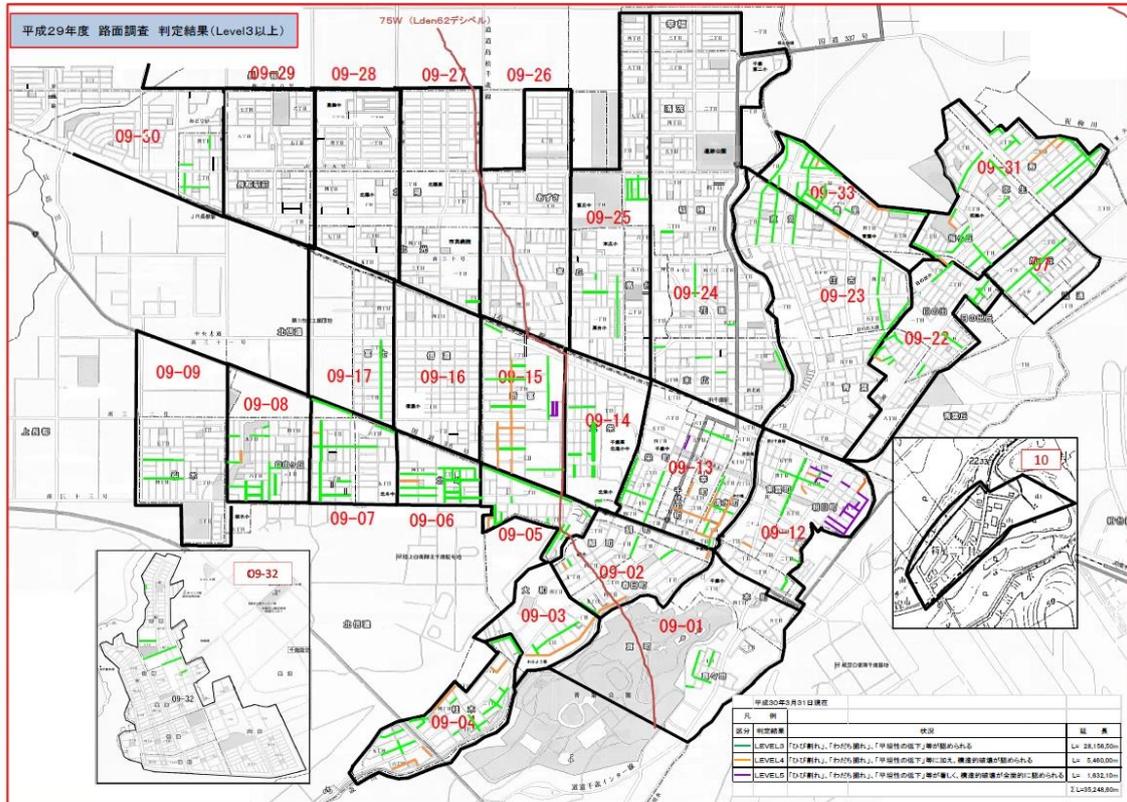
なお、令和7年度（2025年度）以降に整備を予定している路線については、令和6年度（2024年度）に予定している点検結果を基に計画を見直し、新たに整備が必要となる路線と合わせ、整備路線の検討を行います。

		計画期間										
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
舗装 修繕	延長 (km)	3.4	3.3	3.6	3.8	3.4	2.1	1.6	1.5	1.9	1.7	
	整備 期間	大					中					
	費用 (百万円)	312	313	321	334	314	208	158	158	184	164	
定期点検						定期 点検					定期 点検	
計画見直し						計画見 直し					計画見 直し	

※交通量(日)：都市部「大」4000台以上、「中」500台以上4000台未満、「小」500台未満
 地方部「大」1500台以上、「中」500台以上1500台未満、「小」500台未満

《生活道路》

○整備計画路線



○整備年次計画

生活道路の整備は、路面調査の結果、劣化度がレベル3以上となる路線のうち、交通量などの要件より優先順位を上位とした路線から修繕や改良工事を行うことを基本として整備を進めます。

整備対象路線が複数箇所生じる場合は、対象地域の特性や周辺環境などを考慮し整備路線を選定します。

なお、令和3年度(2021年度)以降に整備を予定している路線については、令和2年度(2020年度)に予定している点検結果を基に計画を見直し、新たに整備が必要となる路線と合わせ、整備路線の検討を行います。

		計画期間											
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
舗装修繕	延長(km)	1.6	1.9	2.1	3.3	3.5	3.2	3.7	3.3	3.1	3.2	3.7	2.7
	費用(百万円)	292	329	428	672	732	644	742	666	635	657	688	503
定期点検				定期点検			定期点検			定期点検			定期点検
計画見直し				計画見直し			計画見直し			計画見直し			計画見直し

※平成29年度(2017年度)の調査結果より想定

※H30、R1については実績を記載

※令和2年度調査予定

(2) 道路附属施設の整備計画

道路附属施設（標識、街路灯、横断歩道橋）

(整備方針)

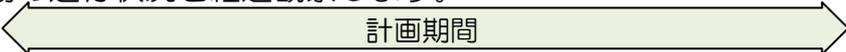
- 街路灯の整備は、早期に措置を講ずべき状態である「判定Ⅲ」（249基）としたものから優先的に修繕や更新を行います。
- 更新する街路灯の照明器具は、維持管理費の削減、環境負荷の低減のためLED照明器具にします。

○整備年次計画

街路灯の更新は、支柱と灯具の腐食や損傷の状態により、

- ①支柱本体が腐食・損傷しているため、全体的に更新するもの、
 - ②支柱本体は健全だが、灯具の腐食・損傷により部分的に更新するもの、
- に区分し、さらに現地において各街路灯を確認し、腐食や損傷の著しいものから実施します。

また、判定Ⅲの街路灯 249 基については、更新するまでの間、道路パトロールにおいて腐食や損傷の進行状況を経過観察します。



			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
更新 工事	箇所	国交省 交付金等	6	21	21	21	21	21	—	—	—	—
		その他	24	24	24	24	24	18	—	—	—	—
	費用 (百万円)	国交省 交付金等	9.6	34	34	34	34	34	—	—	—	—
		その他	38	38	38	38	38	29	—	—	—	—
定期点検			定期点検（毎年実施）									
計画見直し			点検結果を基に適宜計画見直しを行う。									

※令和2年度（2020年度）の「国交省 交付金等」の6基は、平成26年度（2014年度）調査時における更新対象の街路灯。

※毎年実施する点検結果に基づき、整備計画の見直しを検討します。

道路土工構造物

(整備方針)

- 経過観察が必要な施設については、継続して調査点検を行います。

経過観察が必要な施設については、道路維持管理業務の中で継続して調査点検を実施し、状況に応じて必要な対応を実施します。

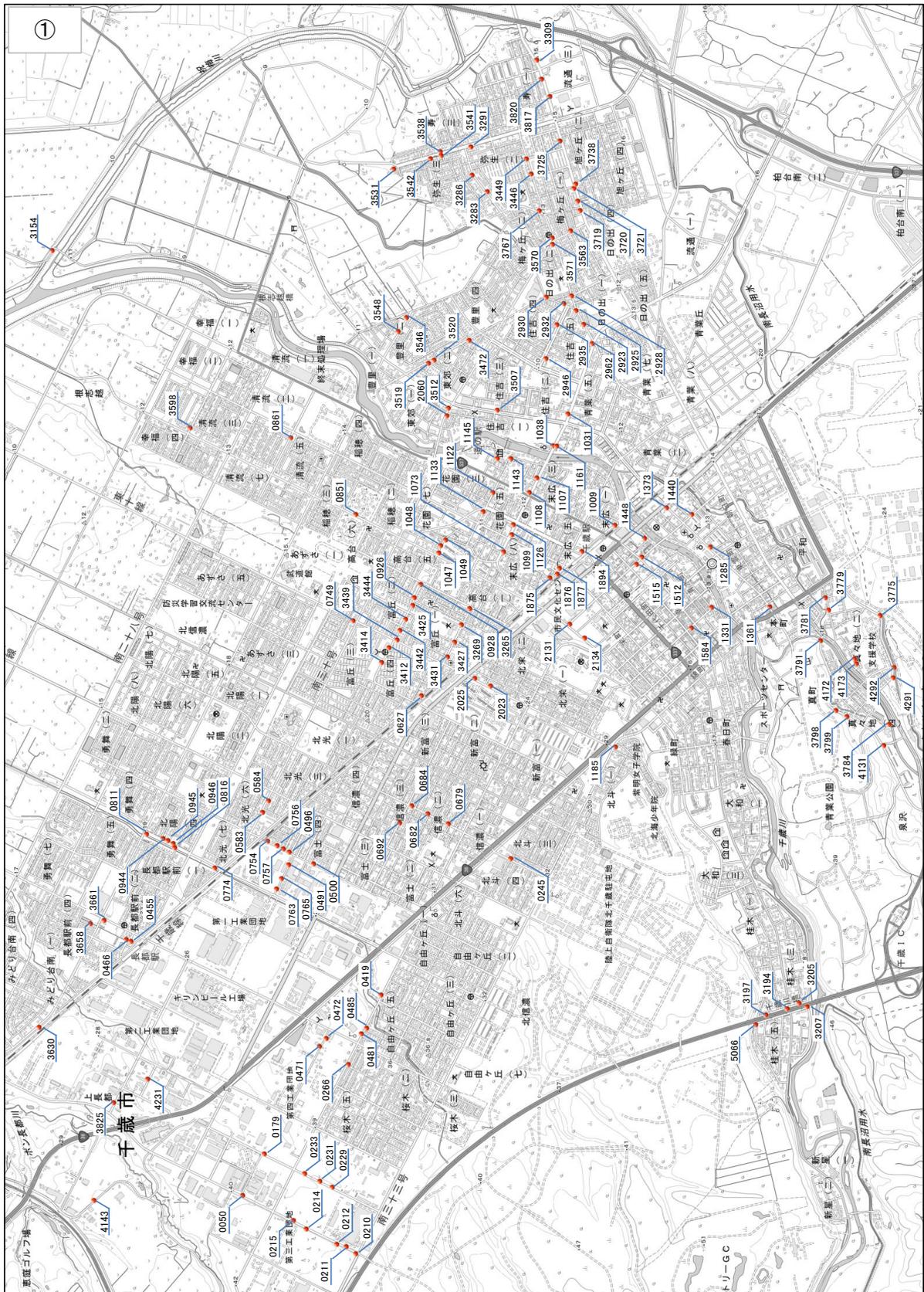
点検の結果、措置を講じる必要があると判定した場合は、補修や修繕などの対策を行います。

※1：「腐食が著しい」とは「貫通した孔食が生じている」「板厚が減少している」「著しいひび割れ」などにより、倒壊や損壊する可能性が生じているもの。

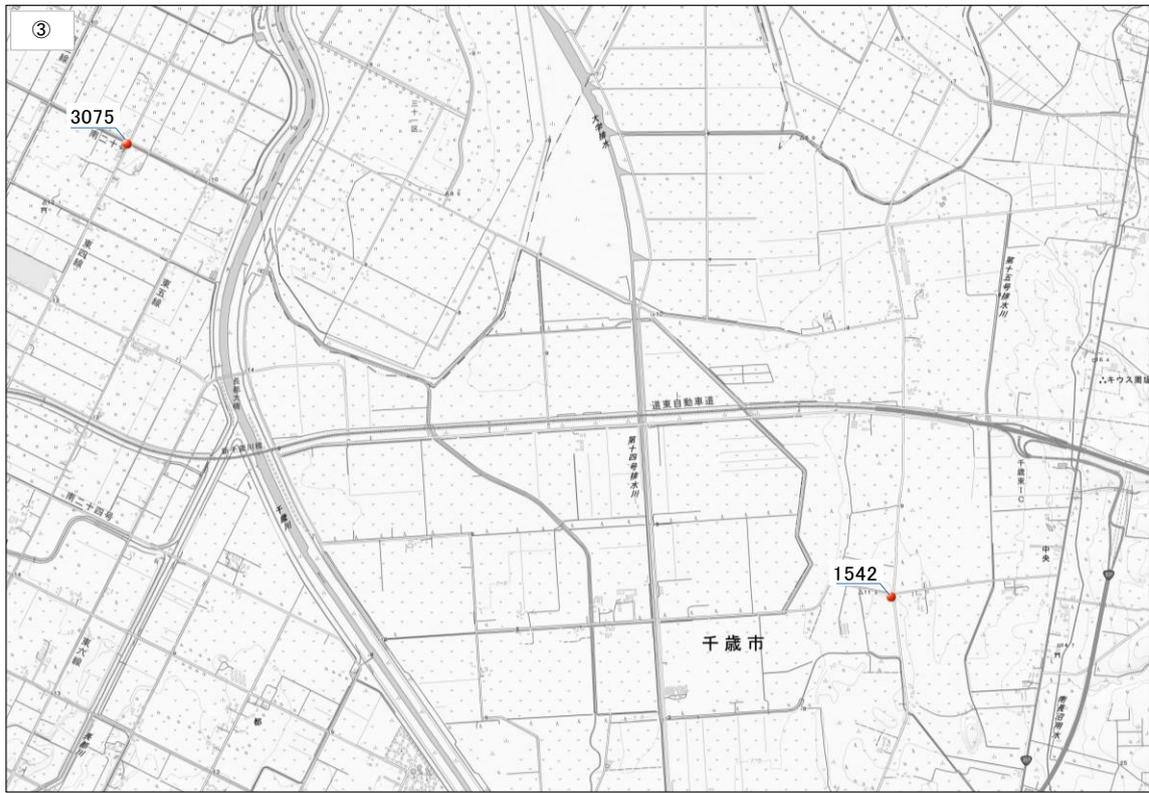
○整備計画箇所

No.	街路灯番号	路線名	設置場所	地図	No.	街路灯番号	路線名	設置場所	地図	No.	街路灯番号	路線名	設置場所	地図
1	10050	4線大通	上長都	①	106	2365	泉沢東大通	泉沢	②	211	3538	祝梅大通	津3丁目	①
2	20179	09-10南1号道路	上長都	①	107	2400	泉沢東大通	泉沢	②	212	3541	祝梅大通	弥生3丁目16	①
3	20210	4線大通	上長都	①	108	2403	泉沢東大通	泉沢	②	213	3542	祝梅大通	弥生3丁目16	①
4	40211	4線大通	上長都	①	109	2422	真町泉沢大通	泉沢	②	214	3546	29号通	豊豊2丁目10	①
5	50212	4線大通	上長都	①	110	2426	真町泉沢大通	泉沢	②	215	3548	29号通	豊豊2丁目10	①
6	60214	4線大通	上長都	①	111	2435	真町泉沢大通	泉沢	②	216	3563	30号通	梅ヶ丘1丁目1	①
7	70215	4線大通	上長都	①	112	2448	真町泉沢大通	泉沢	②	217	3570	祝梅西通	梅ヶ丘2丁目1	①
8	80229	09-10南1号道路	上長都	①	113	2480	09-32南103号道路	若草5丁目3	②	218	3571	30号通	日の出2丁目7	①
9	90231	09-10南1号道路	上長都	①	114	2483	09-32東201号道路	若草5丁目4	②	219	3598	28号中通	幸福3丁目5	①
10	100233	09-10南1号道路	上長都	①	115	2490	泉沢西通	白樺5丁目1	②	220	3630	上長都通	上長都	①
11	110245	09-06南1号道路	北3丁目16	①	116	2504	泉沢西通	泉沢	②	221	3658	長都駅前遊歩道	長都駅前4丁目1	①
12	120266	32号通	桜木1丁目	①	117	2505	泉沢西通	泉沢	②	222	3661	長都駅前	長都駅前3丁目1	①
13	130419	32号通	北信濃	①	118	2508	泉沢西通	泉沢	②	223	3719	東大通	梅ヶ丘1丁目1	①
14	140455	長都駅前広場	長都駅前3丁目	①	119	2533	09-32東83号道路	里美4丁目1	②	224	3720	東大通	梅ヶ丘1丁目7	①
15	150466	長都駅前広場	長都駅前3丁目1	①	120	2535	09-32東83号道路	里美3丁目1	②	225	3721	東大通	梅ヶ丘1丁目7	①
16	160471	09-09東15号道路	上長都	①	121	2567	泉沢中央通	泉沢	②	226	3725	東大通	弥生1丁目6	①
17	170472	09-09東15号道路	上長都	①	122	2603	泉沢中央通	泉沢	②	227	3738	東大通	旭ヶ丘1丁目3	①
18	180481	32号通	北信濃	①	123	2626	09-32東94号道路	泉沢	②	228	3767	祝梅西通	梅ヶ丘3丁目1	①
19	190485	32号通	自由ヶ丘5丁目7	①	124	2634	09-32東94号道路	泉沢	②	229	3775	09-01東10号道路	平和	①
20	200491	09-17東11号道路	北信濃	①	125	2636	09-32東94号道路	泉沢	②	230	3779	09-11東1号道路	本町5丁目	①
21	210496	09-17南3号道路	富士4丁目11	①	126	2660	09-32東110号道路	泉沢	②	231	3781	09-01東1号道路	本町5丁目	①
22	220500	09-17南3号道路	富士4丁目17	①	127	2672	09-32東94号道路	泉沢	②	232	3784	09-01南10号道路	真々地4丁目7	①
23	230583	09-28東2号道路	北光5丁目4	①	128	2673	09-32東94号道路	泉沢	②	233	3791	09-01東7号道路	真町	①
24	240584	09-28東2号道路	北光5丁目3	①	129	2674	09-32東94号道路	泉沢	②	234	3798	09-01東7号道路	真町	①
25	250627	鉄北通	富士4丁目3	①	130	2690	泉沢東大通	泉沢	②	235	3799	09-01東7号道路	真町	①
26	260679	09-16南10号道路	信濃2丁目15	①	131	2719	09-32南99号道路	泉沢	②	236	3817	東大通	流通3丁目1	①
27	270682	09-16南10号道路	信濃2丁目18	①	132	2720	09-32東100号道路	泉沢	②	237	3820	東大通	藤1丁目10	①
28	280684	09-16南10号道路	信濃3丁目13	①	133	2721	真町泉沢大通	泉沢	②	238	3825	市場通	上長都	①
29	290692	09-16東10号道路	信濃3丁目24	①	134	2733	09-32南11号道路	泉沢	②	239	4131	09-01東7号道路	真町	①
30	300749	北新通	富士3丁目6	①	135	2745	泉沢西通	泉沢	②	240	4143	09-11東1号道路	上長都	①
31	310754	09-17南3号道路	富士4丁目10	①	136	2747	泉沢西通	泉沢	②	241	4172	09-01東12号道路	真々地2丁目3	①
32	320756	09-17南3号道路	富士4丁目10	①	137	2748	泉沢西通	泉沢	②	242	4173	09-01東12号道路	真々地2丁目3	①
33	330757	09-17南3号道路	富士4丁目10	①	138	2749	泉沢西通	泉沢	②	243	4231	09-20東3号道路	上長都	①
34	340763	09-17東11号道路	北信濃	①	139	2755	泉沢西通	若草3丁目2	②	244	4291	09-01東10号道路	真々地3丁目1	①
35	350765	09-17東11号道路	北信濃	①	140	2757	泉沢西通	若草3丁目1	②	245	4292	09-01東10号道路	平和	①
36	360774	7線大通	長都駅前1丁目1	①	141	2758	真町泉沢大通	若草3丁目1	②	246	4304	泉沢中央通	柏陽1丁目1	②
37	370811	7線大通	長都駅前1丁目16	①	142	2760	泉沢西通	若草2丁目4	②	247	4305	泉沢中央通	里美2丁目4	②
38	380816	7線大通	長都駅前1丁目16	①	143	2761	泉沢西通	若草2丁目9	②	248	4315	蘭越第1道路	蘭越	②
39	390851	末広高台通	桐蔭2丁目15	①	144	2762	泉沢西通	若草2丁目9	②	249	5066	09-04東5号道路	技術5丁目4-23	①
40	400861	29号中通	清流5丁目16	①	145	2779	真町泉沢大通	若草2丁目4	②					
41	410826	09-25東17号道路	花蘭2丁目1	①	146	2781	真町泉沢大通	若草2丁目4	②					
42	420828	09-25東17号道路	花蘭2丁目1	①	147	2782	真町泉沢大通	若草2丁目4	②					
43	430844	7線大通	北陽4丁目11	①	148	2784	真町泉沢大通	若草1丁目3	②					
44	440945	7線大通	北陽4丁目11	①	149	2785	真町泉沢大通	若草1丁目3	②					
45	450946	7線大通	北陽4丁目6	①	150	2787	真町泉沢大通	若草1丁目3	②					
46	460009	川北側道	末広1丁目1	①	151	2808	真町泉沢大通	若草4丁目7	②					
47	470031	日の出大通	住吉2丁目1	①	152	2814	真町泉沢大通	若草3丁目1	②					
48	480038	日の出大通	住吉1丁目1	①	153	2817	09-32南101号道路	若草5丁目5	②					
49	490047	09-24東31号道路	高台3丁目2	①	154	2819	09-32南101号道路	若草5丁目4	②					
50	500048	09-24東31号道路	高台4丁目1	①	155	2821	09-32東201号道路	若草5丁目4	②					
51	510049	09-24東31号道路	高台3丁目2	①	156	2822	09-32南101号道路	若草4丁目15	②					
52	520073	日の出大通	末広2丁目7	①	157	2825	09-32南101号道路	若草5丁目1	②					
53	530099	日の出大通	末広4丁目9	①	158	2826	09-32南101号道路	若草3丁目13	②					
54	540107	日の出大通	花園1丁目3	①	159	2827	09-32南101号道路	若草3丁目13	②					
55	550108	日の出大通	花園1丁目1	①	160	2828	09-32南101号道路	若草3丁目13	②					
56	560122	09-24東26号道路	花園3丁目2	①	161	2840	09-32東92号道路	泉沢	②					
57	570126	日の出大通	花園5丁目3	①	162	2842	09-32東92号道路	泉沢	②					
58	580133	09-24東26号道路	花園4丁目1	①	163	2843	09-32東92号道路	泉沢	②					
59	590143	09-24南1号道路	花園1丁目6	①	164	2854	09-32東92号道路	泉沢	②					
60	600145	09-24南52号道路	花園2丁目2	①	165	2856	09-32東92号道路	泉沢	②					
61	610161	日の出大通	青葉4丁目11	①	166	2863	認定外道路(遊歩道)	福住1丁目8	②					
62	620185	09-02南13号道路	北斗1丁目11	①	167	2864	認定外道路(遊歩道)	福住1丁目8	②					
63	630285	川南通	東栗駒3丁目	①	168	2865	認定外道路(遊歩道)	福住1丁目8	②					
64	640331	09-13東1号道路	清水町2丁目	①	169	2881	真町泉沢大通	文京1丁目	②					
65	650361	川南通	本町2丁目	①	170	2923	09-23南1号道路	住吉5丁目12	①					
66	660373	川南通	東栗駒5丁目	①	171	2925	09-23南1号道路	住吉5丁目13	①					
67	670414	協和第4道路	協和	④	172	2928	09-22東23号道路	日の出2丁目1	①					
68	680428	協和第2道路	東丘	④	173	2930	09-23南1号道路	日の出2丁目3	①					
69	690440	09-12南15号道路	東栗駒5丁目	①	174	2932	09-23南1号道路	日の出2丁目2	①					
70	700448	09-13東1号道路	清水町6丁目	①	175	2935	09-23東21号道路	住吉4丁目10	①					
71	710512	09-13南6号道路	清水町6丁目	①	176	2946	09-23東21号道路	住吉5丁目2	①					
72	720515	09-13南6号道路	幸町5丁目	①	177	2962	日の出大通	住吉5丁目11	①					
73	730527	協和新高線	協和	④	178	3005	真町泉沢大通	白樺2丁目1	②					
74	740542	祝梅中央線	中央	③	179	3006	真町泉沢大通	白樺4丁目13	②					
75	750584	09-13南2号道路	幸町1丁目	①	180	3012	真町泉沢大通	里美2丁目17	②					
76	760706	美々々	美々々	⑤	181	3024	真町泉沢大通	白樺2丁目2	②					
77	770769	美々々学園通	美々々	⑤	182	3025	真町泉沢大通	白樺2丁目9	②					
78	780772	美々々学園通	美々々	⑤	183	3075	東線道路	桑加	③					
79	790875	鉄北通	末広2丁目2	①	184	3154	指定第9号道路	桐蔭城	①					
80	800876	鉄北通	末広2丁目2	①	185	3194	09-04南14号道路	楯木4丁目	①					
81	810877	鉄北通	末広2丁目1	①	186	3197	09-04南14号道路	楯木4丁目	①					
82	820894	千歳駅前	末広6丁目4	①	187	3205	09-04南14号道路	楯木3丁目	①					
83	830909	美々々学園通	美々々	⑤	188	3207	09-04南17号道路	楯木3丁目	①					
84	840943	柏台旭ヶ丘通	柏台南1丁目4	⑤	189	3265	09-25東4号道路	富士1丁目5	①					
85	850973	柏台旭ヶ丘通	柏台	⑤	190	3269	09-25東4号道路	富士1丁目19	①					
86	860975	柏台1号通	柏台南1丁目3	⑤	191	3283	祝梅北通	弥生2丁目3	①					
87	870223	北新通	北来2丁目30	①	192	3286	祝梅北通	弥生3丁目11	①					
88	880225	北新通	北来2丁目31	①	193	3291	祝梅大通	弥生2丁目9	①					
89	890260	30号通	住吉1丁目13	①	194	3309	東大通	流通3丁目3	①					
90	900268	真町泉沢大通	泉沢	②	195	3412	09-26東7号道路	富士4丁目12	①					
91	910280	真町泉沢大通	泉沢	②	196	3414	09-26東7号道路	富士4丁目13	①					
92	920801	真町泉沢大通	泉沢	②	197	3425	09-25東17号道路	富士1丁目20	①					
93	930131	09-13南6号道路	幸町5丁目	①	198	3427	09-25東4号道路	富士1丁目33	①					
94	940134	09-13東13号道路	幸町4丁目	①	199	3431	09-25東4号道路	富士1丁目34	①					
95	950151	泉沢西通	里美5丁目13	②	200	3439	北新通	富士1丁目22	①					
96	960270	泉沢西通	里美5丁目12	②	201	3442	09-25東17号道路	富士1丁目22	①					
97	970188	09-22南101号道路	柏陽2丁目9	②	202	3444	09-25東17号道路	富士1丁目21	①	</				

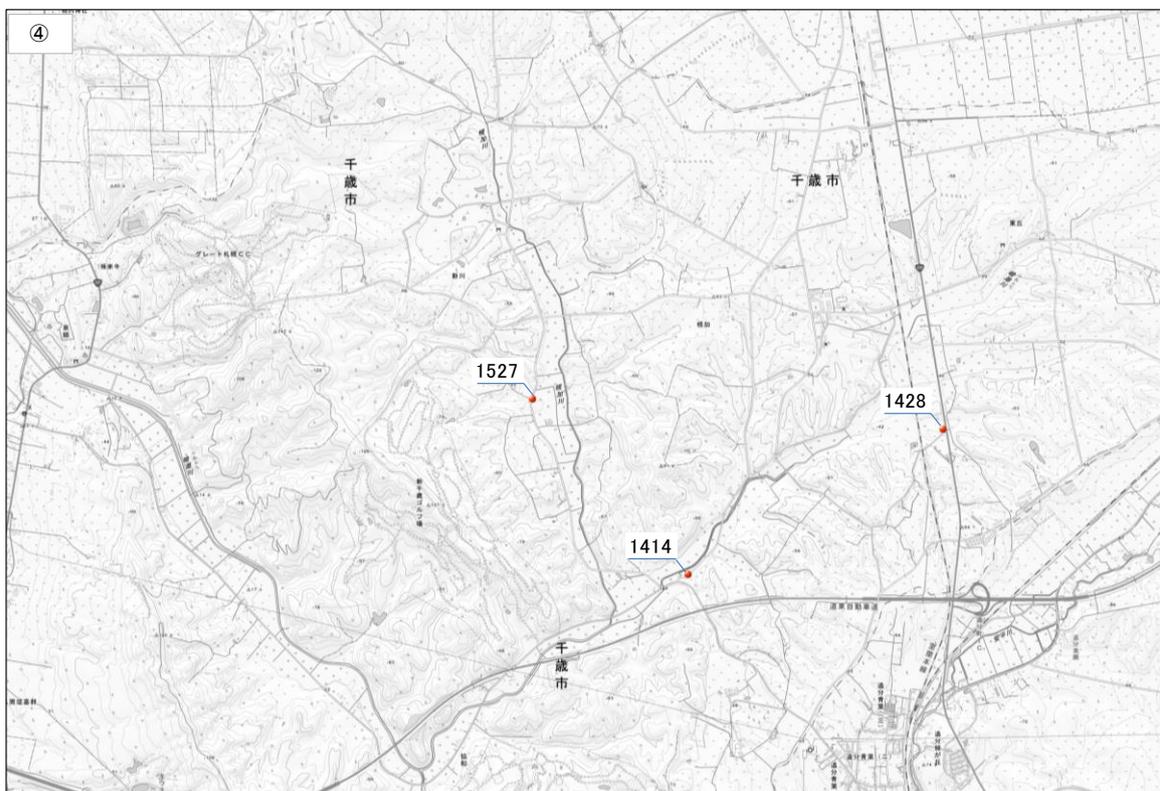
市街地地区



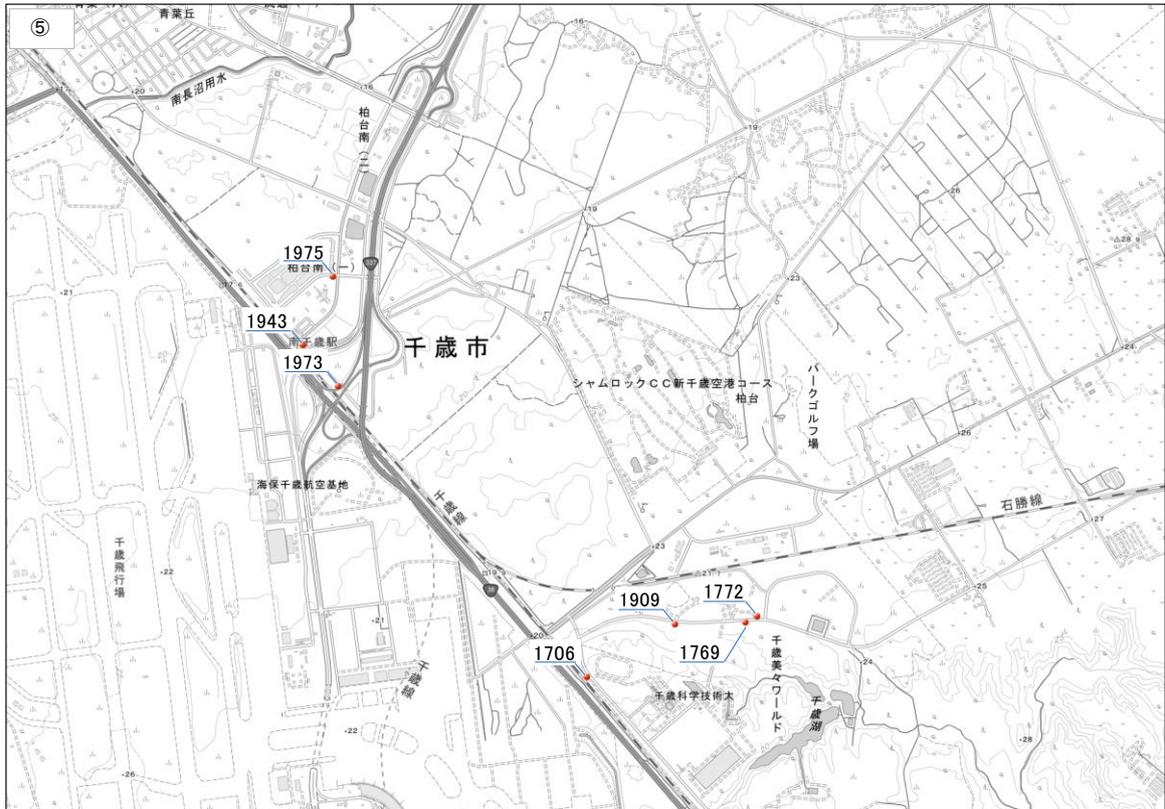
釜加地区・中央地区



東丘地区



駒里地区



5 記 録

国が策定した点検要領に基づき、道路施設の点検や診断の結果、及び補修・修繕・更新などの措置の状況を、各施設の台帳に記録（追記・差替えなど）します。

6 今後の取組

今年度実施した舗装の路面性状調査の結果においては、前回調査の結果に比べ修繕段階とする道路が増加していること、道路附属施設の点検においても、早期に措置を講ずべき状態である街路灯が多く存在している状況でありました。

それらの施設については、計画的に整備を進めていきますが、今後も、整備を必要とする道路施設の増加とともに、維持管理に必要となる費用も増加することを想定しています。

道路施設の維持管理に必要となるライフサイクルコストを縮減し、長寿命化を確立するには、各施設の整備を推進し「予防保全型」の維持管理体制となるよう取り組む必要があり、そのためには、経済的かつ効果的な工法の選定や、新技術の採用などについて検討を進める必要があります。

これらのことを推進するための具体的な対策として、次の事項に取り組みます。

○整備を必要とする道路施設への対応

- ・点検の結果、整備を必要とする道路施設については、計画的な整備を進めます。
- ・舗装構成の総厚が80cm未満で、現在の基準に適合していない舗装構成の道路の計画的な整備を進めます。

○「メンテナンスサイクル」の構築に向けた取組

- ・経済的かつ効果的に道路施設の点検を実施する、新技術の活用について検討を進めます。
- ・道路の適切な維持管理に必要となる交通量調査を、定期的を実施します。
- ・路面の陥没を未然に防止するため、路面下空洞化調査の実施を検討します。

○「予防保全型」の構築に向けた取組

- ・舗装の初期段階のひび割れに対し「シール材の注入工法」を行うなど、路面状況の健全な状態を維持するための対策について検討を進めます。
- ・整備工事を推進するため、現在、実施している路上路盤再生工法はもとより、経済的かつ効果的な施工方法の採用について検討を進めます。